

真庭市立小・中学校適正配置実施計画

平成23年 1月策定

平成25年10月改訂

平成29年12月改正

真庭市教育委員会

はじめに

過疎化や少子化に伴う人口の減少など、教育を取り巻く社会環境の変化や、老朽化した校舎の改築や耐震補強など新たな諸課題への対応が求められる中、小・中学校において均衡のとれた教育環境を提供することが重要な施策となっている。

これらの諸課題を総合的に検討するため、真庭市教育委員会の諮問を受けた「真庭市学校整備推進委員会」から、平成22年1月に「真庭市立小・中学校の適正配置について」答申が提出された。

この答申を受け、真庭市職員による「真庭市立小・中学校適正配置実施計画策定会議」を立ち上げ、答申内容を十分に尊重した上で、関係機関、地域住民、保護者などから出された意見を踏まえ、真庭市立小・中学校適正配置実施計画を平成23年1月に策定した。

この計画に基づき、これまでに極小規模校についてそれぞれ実態を踏まえながら段階的に近隣の小学校と統合を進め、今回、児童生徒数の推計等からさらに学校の小規模化が予想されるため、本計画の見直しを行った。

1. 目的

真庭市学校整備推進委員会の答申内容に沿って、適正配置実施計画を策定し、小・中学校における児童・生徒の減少に伴う学校規模の適正化と、教育環境の向上を図ることを目的とする。

2. 現状と将来の見通し

(1) 小学校

小学校では、平成25年度30校（内5校休校）のうち、複式学級のある学校は7校あり、平成30年度までに11校に増加する見込みである。

児童数については、平成25年度には2,422人であるが、平成30年度には2,189人となり、233人（9.6%）減少する見込みである。

(2) 中学校

中学校は7校あるが、平成25年度から平成30年度にかけては、複式学級とはならず、小規模校が増える見込みである。

生徒数については、平成25年度には1,366人であるが、平成30年度には1,174人となり、192人（14.0%）減少する見込みである。

●児童生徒数の見込み（平成 25 年 7 月現在）

(平成 29 年 12 月、学校名及び 31 年度以降追加修正。)

〈小学校〉※□で囲んだ学校は極小規模校、下線の学校は小規模校

	学校名	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
1	中津井	54	48	38	36	33	30	207	207
2	皆部	36	38	37	42	42	46		
3	上水田	94	93	96	83	82	73		
4	水田	70	73	72	65	62	61		
5	落合	157	167	178	172	171	184	180	179
6	津田	8	-	-	-	-	-	-	-
7	天津	129	125	132	127	129	138	151	142
8	木山	120	112	112	106	99	93	97	94
9	美川	101	95	100	91	98	93	106	103
10	河内	65	60	64	64	61	48	53	57
11	川東	121	108	107	107	97	91	98	107
12	遷喬	438	434	429	442	438	423	403	387
13	草加部	61	66	59	59	56	47	40	35
14	米来	109	101	100	93	94	94	87	85
15	檍邑	19	18	13	13	17	17	9	7
16	余野	15	19	18	20	19	20	18	18
17	勝山	266	254	263	266	265	253	219	207
18	月田	60	58	52	53	52	44	53	52
19	富原	36	33	32	30	26	27	31	27
20	美甘	66	58	59	58	61	53	49	47
21	湯原	97	91	93	105	112	107	79	78
22	二川	19	15	14	13	13	13	11	10
23	中和	39	33	36	36	32	24	22	25
24	八束	154	149	145	146	149	139	119	116
25	川上	88	82	78	77	75	71	77	76
	計	2,422	2,330	2,327	2,304	2,283	2,189	2,109	2,059
	前年比	▲ 107	▲ 92	▲ 3	▲ 23	▲ 21	▲ 94	▲ 80	▲ 50

※日野上分校は「白梅塾」として活用中

〈中学校〉※下線の学校は小規模校

	学校名	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
1	北房	159	139	142	136	134	122	111	114
2	落合	393	382	363	347	343	356	334	329
3	久世	376	339	318	314	313	323	305	311
4	勝山	208	215	201	179	165	165	188	199
5	美甘	30	29	30	30	30	25	—	—
6	湯原	60	58	52	53	48	47	50	57
7	蒜山	140	143	156	141	134	130	137	137
	計	1,366	1,305	1,262	1,200	1,162	1,174	1,125	1,147
	前年比	64	▲61	▲43	▲62	▲38	12	▲49	22

《市全域》

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
児童生徒数	3,788	3,635	3,589	3,504	3,445	3,363	3,234	3,206
前年比	▲43	▲153	▲46	▲85	▲59	▲82	▲129	▲28

【参考】

極小規模校：児童・生徒が1人以下の学年がある学校

小規模校：小学校は複式学級のある学校

中学校は1学年の生徒数が概ね10人程度の学校

学級編成基準

校種	単式 (同学年の児童又は生徒で編成)		複式 (2個学年の児童又は生徒で編成)		特別支援
	第1・2学年	第3~6学年	第1学年含む	第1学年除く	
小学校	35人	40人	8人	16人	8人
	40人		8人		
中学校					8人

※公立学校の学級編制については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、都道府県の教育委員会が定めることになっている。なお、適正規模については、学校教育法施行規則第41条及び義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令第4条において、その条件として「小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする（同規則附79条により中学校についてもこの規定を準用）」と規定され、これは小学校では各学年2学級から3学級、中学校では各学年4学級から6学級となる。

3. 実施計画について

(1) 基本の方針

学校は、集団生活のなかで学習しながら、友情を育みながら、児童・生徒がお互いに切磋琢磨し、たくましく生き抜くための確かな学力、豊かな心や社会性を育む場である。そのため、適正な学校規模の配置を行い教育環境の整備を図る。

- 1) 極小規模校及び小規模校について、実態を踏まえながら適正配置を進める。
- 2) 原則、同一中学校区の隣接する小学校と統合する。
- 3) 中学校については、小規模校について適正配置を進める。

(2) 基本計画

[第1段階]

期間：平成23年度～24年度（2年間）

対象校：極小規模校のうち、児童数が1桁の学校について実施する。

- ・上田小学校
- ・別所小学校

[第2段階]

期間：平成25年度～29年度（5年間）

対象校：極小規模校及び小規模校について、実態を踏まえて実施する。

- ・阿口小学校
- ・津田小学校
- ・美甘中学校

〈平成30年度に統合予定〉

・中津井小学校、皆部小学校、上水田小学校、水田小学校

〈平成29年度末までに方針決定する学校〉

・檍邑小学校・・・平成30年度以降検討を継続する。

・余野小学校・・・当面現状維持とする。

・二川小学校・・・平成31年4月、湯原小学校と統合する。

計画段階	実施年度	対象校	方針	
第1段階	平成23年度	上田小学校	廃校	津田小学校へ統合
		別所小学校	廃校	美川小学校へ統合
第2段階	平成25年度	阿口小学校	廃校	皆部小学校へ統合
	平成26年度	津田小学校	廃校	落合小学校へ統合
	平成28年度	美甘中学校	廃校	勝山中学校へ統合
	平成30年度	中津井小学校 皆部小学校 上水田小学校 水田小学校	廃校	北房小学校に統合

〔第2段階期間終了以降〕

平成30年度以降は、児童生徒数の推移や、立地条件等を総合的に判断し、次のとおり再編整備を検討する。

地区	小学校	中学校
北房	1校	1校
落合	2~3校	1校
久世	2校	1校
勝山	1~2校	1校
美甘	1校	—
湯原	1校	1校
蒜山	1~2校	1校
市全域	9~12校	6校

(3) 計画の具体的な内容

1) 指定学校について

就学する学校については、地域の実情を考慮して教育委員会が指定する。

2) 通学手段の確保について

①適正配置の実施により、対象となる小学校校区の児童の通学手段としては、原則スクールバス、スクールタクシー又はコミュニティバス等を確保し、通学に支障がないよう配慮する。

②スクールバス等の運行については、対象となる学区ごとに検討する。

3) 複式学級への配慮について

複式学級を抱える小学校においては、指導内容や方法を工夫して学習指導にあたっている。各学年で履修すべき学習内容を欠落なく指導するためには、2年間を見通した計画的な指導が求められ、特殊な要素が必要となる。そのため、複式学級対象校を統合する場合には、複式学級へ加配による教員の配置と、受け入れ校との調整を行うなど、対象児童の学習課程に支障がないように配慮していく。

また、実施前において、両校の交流を積極的に実施すると共に、学校教育目標やカリキュラムの調整に努め、実施後の授業に児童・生徒が安心して臨めるよう配慮する。

4) 学用品等支援について

通学校の変更に伴い、買い替えが必要になる制服、体操服、帽子、上履き等の学用品があれば購入の支援をする。

5) 保護者・地域・学校との連携について

小・中学校の適正配置により、児童生徒の教育環境を改善することが重要であり、計画の実施にあたっては、保護者や地域住民、学校関係者等の意見を聞きながら、地域の実態や特色に応じた適正配置を実施する。

6) 校舎等の耐震化計画等との整合性について

耐震 2 次診断の結果等も考慮し、適正配置を実施する。

※校舎の建て替え等については、その他に老朽化や、収容能力などさまざまな状況を勘案し実施する。

7) 校舎等の跡地利用について

①休校の場合、校舎等の維持管理は教育委員会が行う。あくまで学校施設であり、目的外使用に関して制限を伴うため、地域住民の利用等については、教育委員会と協議の上、必要事項を取り決める。

②廃校の場合、議会等の承認を得て普通財産とし、地域組織や団体（営利団体を除く）への払い下げも検討し、廃校校舎の有効活用を図る。ただし、校舎の老朽化が著しい場合は、取り壊しも含めて検討していく。

※学校は地域の拠点として地域活動や文化継承の一翼を担ってきた。また、地域防災の拠点でもあり、跡地については、十分配慮していく必要がある。

8) その他

①地区の避難所としての指定について

・休校の期間は、引き続き避難所に指定する。

②学校敷地内の借地について

・休校の期間は、引き続き地権者と借地契約を行う。

③計画の見直しについて

・校舎等の耐震化への対応、学校建築に係る国庫補助制度等の動向や、小中一貫教育への対応など時代の変化も注視しながら、毎年検討し、適宜見直しをおこなっていく。

4. 適正配置対象校以外の対応について

(1) 適正配置対象校以外の児童・生徒への通学支援について

適正配置対象校以外の児童・生徒の遠距離通学についても、それぞれの基準により支援を行う。

※「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令の第4条」には、適正な規模の条件として、通学距離は「小学校はおおむね 4 Km以内、中学校はおおむね 6 Km以内であること」としている。

(2) 適正配置対象校以外の学区の見直しについて

適正配置対象校以外の学区については、地域全体の要望があった場合、児童・生徒の通学への安全性・利便性、効率性を熟慮し、学区の見直しを検討する。